

国立大学法人山口大学におけるネーミングライツの運用等に関する要項

平成30年12月19日

副学長 裁定

第1条 この要項は、国立大学法人山口大学におけるネーミングライツに関する基本方針(平成30年9月18日 学長裁定。以下「基本方針」という。)に基づき、ネーミングライツの運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 対象施設は、基本方針の3により決定された別表に定めた施設を対象とする。

(募集方法等)

第3条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として、公募によるものとし、最初の募集期間は1ヶ月とする。又、募集期間終了後は、随時受け付けることとする。

2 その他募集に係わる必要な事項については、別に定める国立大学法人山口大学ネーミングライツ・パートナー募集要項(以下「募集要項」という。)による。

(ネーミングライツ・パートナーの選考等)

第4条 ネーミングライツ・パートナーの選考等を行うため、ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、学長及び理事をもって組織する。

(ネーミングライツ料(目安))

第5条 ネーミングライツ料は、別に定める。ただし、希望価格に達しない場合は、提案された財産ごとに審査委員会において応募者から提案されたネーミングライツ料が妥当であるか判断する。

(ネーミングライツの協定締結及びネーミングライツ料の納入)

第6条 協定締結は、基本方針の6による。

2 その他協定締結に必要な事項は、募集要項による。

3 ネーミングライツ協定を締結した者は、ネーミングライツ料を大学に納入するものとする。

4 納入時期は、原則として、毎年度当初(5月まで)に1年分を一括して納入するものとする。ただし、年度途中で協定を締結した場合は、請求後、60日以内に納入するものとする。

(ネーミングライツ料の用途)

第7条 ネーミングライツ導入の目的である教育研究基盤となる財産を維持・強化し、学生により良い教育研究環境を提供する観点から、原則、財産の維持管理に充てるものとする。

2 ネーミングライツ料は、老朽化した財産の修繕を目的とし、その用途は、協定財産を管理する部局の財産の修繕・改修経費に充てる。

財産の修繕・改修を行う場合は、当該財産管理部局と施設環境部において協議するものとする。

(事務)

第8条 ネーミングライツに関する事務は、次のとおりとする。

公募、応募者の選考及び協定の締結に関する事務は、施設環境部施設企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツの手続き等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年12月19日から実施する。

■ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧

別表

施設名称	建築年 (改修年)	規模 (床面積) (㎡)	希望価格 (千円/年)	備考
<吉田キャンパス>				
総合図書館	1970 (2013)	4,520	7,700	年間入館者数 延べ約33万人
第1体育館	1966 (2003)	1,804	3,100	
第2体育館	1995	1,385	2,400	
第1武道場	1969 (2014)	642	1,100	
第2武道場	1973 (2008)	607	1,000	
第1学生食堂	1967 (2014)	684	1,200	572席
第2学生食堂	1972 (1999)	928	1,600	528席
大学会館大ホール	1984	308	500	295席
<小串キャンパス>				
医学部図書館	1988	2,043	3,500	年間入館者数 延べ約11万人
体育館	1984	1,062	1,800	
福利施設食堂	1994	271	500	200席
新病棟オーディトリウム	2019.3 完成予定	387	1,000	344席
<常盤キャンパス>				
工学部図書館	1984	2,353	4,000	年間入館者数 延べ約9万4千人
体育館	1976	1,456	2,500	
福利厚生棟食堂	2002	767	1,300	400席

※消費税及び地方消費税は別途